

# 兵庫県公報

令和4年2月25日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 .....	1

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年2月25日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第1号

#### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の14項を加える。

（令和3年度における看護職員等の処遇改善のための初任給調整手当の特例）

33 令和4年2月1日から同年2月28日までの間、県立病院に勤務する職員（再任用職員を除く。）及び第2号会計年度任用職員（以下この項及び第40項において「病院勤務職員等」という。）のうち、次の各号に掲げるものに対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第11条の規定は適用しない。

(1) 看護職給料表の適用を受ける病院勤務職員等の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもの

(2) 技能労務職給料表の適用を受ける病院勤務職員等のうち看護業務に準ずる業務に従事し、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が定めるもの

34 前項に規定する手当の額は、月額6,600円とし、その月分を翌月の給料の支給日までに支給する。

（令和3年度における看護職員等の処遇改善のための再任用職員の特殊勤務手当の特例）

35 令和4年2月1日から同年2月28日までの間、県立病院に勤務する再任用職員のうち、看護職給料表の適用を受け、かつ、救急医療その他の管理者が指定する業務に従事するものに対して再任用看護職員等勤務手当を支給する。

36 前項に規定する手当の額は、月額6,600円とする。

37 附則第35項に規定する手当の支給については、第18条に規定する特殊勤務手当のうち月額でその額が定められている手当（第21条第3項に規定する放射線作業手当を除く。附則第46項において同じ。）の支給の例による。

（令和3年度における看護職員等の処遇改善のための第1号会計年度任用職員の初任給調整手当の特例）

38 令和4年3月1日から同年3月31日までの間、県立病院に勤務する第1号会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものに対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第57条の規定は適用しない。

(1) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に看護職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第33項第1号に掲げる職に相当するもの

(2) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に技能労務職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第33項第2号に掲げる職に相当するもの

39 前項の初任給調整手当は、第57条第3項から第5項までの規定に準じて支給する。

（令和4年度以降の看護職員等の処遇改善のための初任給調整手当の特例）

40 令和4年4月1日から当分の間、病院勤務職員等のうち、次の各号に掲げるものに対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第11条の規定は適用しない。

- (1) 看護職給料表の適用を受ける病院勤務職員等の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもの
- (2) 技能労務職給料表の適用を受ける病院勤務職員等のうち看護業務に準ずる業務に従事し、かつ採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が定めるもの
- 41 前項に規定する手当の額は、月額3,300円とし、給料の支給方法に準じて支給するものとする。  
(令和4年度以降の看護職員等の処遇改善のための第1号会計年度任用職員の初任給調整手当の特例)
- 42 令和4年4月1日から当分の間、県立病院に勤務する第1号会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げるものに対して初任給調整手当を支給する。この場合において、第57条の規定は適用しない。
- (1) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に看護職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第40項第1号に掲げる職に相当するもの
- (2) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとしてこの規程の適用を受ける場合に技能労務職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、附則第40項第2号に掲げる職に相当するもの
- 43 前項の初任給調整手当は、第57条第3項から第5項までの規定に準じて支給する。  
(令和4年度以降の看護職員等の処遇改善のための再任用職員の特殊勤務手当の特例)
- 44 令和4年4月1日から当分の間、県立病院に勤務する再任用職員のうち、看護職給料表の適用を受け、かつ、救急医療その他の管理者が指定する業務に従事するものに対して再任用看護職員等勤務手当を支給する。
- 45 前項に規定する手当の額は、月額3,300円とする。
- 46 附則第44項に規定する手当の支給については、第18条に規定する特殊勤務手当のうち月額でその額が定められている手当の支給の例による。
- 附 則
- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第38項及び第39項の規定 令和4年3月1日
- (2) 附則第40項から第46項までの規定 令和4年4月1日
- 2 改正後の病院事業職員の給与に関する規程附則第33項から第37項までの規定は、令和4年2月1日から適用する。